

他府県（京都府指定医療機関以外）で 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査を受診される方へ

京都府指定医療機関以外の医療機関で妊産婦健康診査・新生児聴覚検査を受診した場合、下記の手続きにより、**自費で負担された妊産婦健診・新生児聴覚検査受診費用（保険診療分は対象外）**の助成金を交付します。**ただし、助成金には上限額があります。**また新生児聴覚検査については、生活保護法の規定による出産扶助を受けられる方は、出産扶助から費用が支払われるため、助成の対象となりません。

1 受診前に保健センターに申し出て説明を受ける

◎亀岡市で交付している受診券に受診された医療機関印と受診日の記載を
してもらってください。これが受診証明になります。

◎受診費用は一旦医療機関にお支払い下さい。

受診券と同じ日付の領収書を必ずもらってください。

◎助成費用は、受診券に記載している金額又は支払額の低いほうが上限になります。全ての受診費用が無料になるわけではありません。



2 亀岡市保健センターに申請する（出産後4ヶ月以内に申請）※注意事項参照

▼申請に必要な書類

- ① 亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成金交付申請書 ※1
- ② 亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成金交付請求書 ※2
- ③ 母子健康手帳（「妊娠中の経過」のページをコピーします。）
- ④ 妊産婦健診受診券、新生児聴覚検査受診券
（医療機関の証明、受診日の記載があるもの）
- ⑤ 受診費用の領収書の原本（原本をコピーします。原本は「申請受付済」の印を押した後、お返しします。）
- ⑥ 印鑑（スタンプ印不可）
- ⑦ 請求者（申請者）個人名義の金融機関振込み先がわかるもの（通帳など）

* 請求者と振込み名義が異なる場合は委任状が必要です。

* ※1、※2は、亀岡市ホームページからダウンロードできます。

新年度分は4月以降に更新します。<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>
ホーム > くらし > 健康・福祉・子育て > 妊娠・出産 > 妊娠 > 妊娠したら『母子健康手帳』の交付を受けましょう

3 助成金交付決定（却下）通知書が自宅に送付される

4 交付決定後、指定された金融機関に助成金が振り込まれる

【注意事項】

- 複数回受診の場合は全部まとめて1回の申請となります。
 - ※ 健診が年度をまたぐ場合、3月までの受診分は、必ず3月末までに申請してください。申請されない場合はお支払いができません。申請が困難な場合は、必ず保健センターにご相談ください。新年度4月以降は、出産後4ヶ月以内に申請してください。
- 交付決定後、振込みまで約1～2ヶ月間がかかります。

注）妊婦歯科健診の助成金制度はありません。

お問い合わせ：亀岡市保健センター（子育て支援課）
TEL：0771-24-5016